

令和元年司法書士試験
田端と一緒に自己分析

記述（商業登記法）

【解答例】

第1欄

【登記の事由】

株式の分割
発行可能株式総数の変更
吸収合併による変更
取締役、代表取締役及び監査役の変更

【登記すべき事項】

平成30年12月31日変更
発行済株式の総数 2000株
同日変更
発行可能株式総数 8000株
平成31年1月1日変更
発行済株式の総数 2210株
資本金の額 金5億円
平成31年1月1日東京都品川区丙町1番地ムーン株式会社を合併
平成30年12月20日代表取締役たる取締役A死亡
平成30年12月25日次の者就任
さいたま市浦和区戊町1番地
代表取締役B
平成31年1月1日取締役H就任

【登録免許税額】

金21万円

【添付書面の名称及び通数】

吸収合併契約書 1通
株主総会議事録 2通
株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）
2通
吸収合併消滅会社の登記事項証明書 1通
公告及び催告をしたことを証する書面 4通
異議を述べた債権者はいない
資本金の額の計上に関する証明書 1通
登録免許税法施行規則第12条第5項の規定に関する証明書 1通
取締役会議事録 2通
死亡を証する書面 1通
取締役Hの就任承諾書 1通
代表取締役Bの就任承諾書は，取締役会議事録の記載を援用する
印鑑証明書 2通
本人確認証明書 1通
委任状 1通

第2欄

【株主の氏名又は名称】

スター株式会社につき A， B， C
ムーン株式会社につき H， I

第3欄

【登記の事由】

取締役，代表取締役，監査役及び会計監査人の変更

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止

会計監査人設置会社の定め設定

【登記すべき事項】

平成31年3月5日取締役F辞任

平成31年3月28日次の者退任

取締役B

代表取締役B

監査役P

同日次の者就任

取締役J

取締役K

千葉市中央区乙町1番地

代表取締役K

監査役Q

会計監査人R監査法人

同日監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め廃止

同日会計監査人設置会社の定め設定

【登録免許税額】

金6万円

【添付書面の名称及び通数】

定款 1 通
株主総会議事録 1 通
株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）
1 通
取締役会議事録 1 通
取締役 J の就任承諾書 1 通
取締役 K の就任承諾書 1 通
代表取締役 K の就任承諾書は，取締役会議事録の記載を援用する
印鑑証明書 4 通
監査役 Q の就任承諾書 1 通
会計監査人 R 監査法人の就任承諾書 1 通
辞任届 1 通
委任状 1 通

第 4 欄

【理由】

- ・ 会計監査人設置会社の定め設定及び会計監査人の選任
平成 31 年 1 月 1 日に資本金の額が金 5 億円となったスター株式会社は，平成 31 年 3 月 28 日開催の定時株主総会において計算を受けることによって大会社となり，会計監査人の設置義務が生じるため。
- ・ 監査役 of 監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め of 廃止
会計監査人設置会社においては，監査役 of 監査の範囲を会計に関するものに限定することはできないため。

1. 分量

	総ページ数	別紙の数
H31	17	13
H30	17	9
H29	15	9
H28	14	9
H27	17	10

2. 傾向と対策

新傾向★★★ 株主リストの記載に関する出題

内容・特徴	対策
株主リストに記載すべき最小限の範囲の株主を解答させる（P54, 問2, 第2欄）	申請書以外を解答させる出題（※）に関して、過去問以外のバリエーションも経験しておく。

商登規則61条

3 登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の総株主）の議決権（当該決議（会社法第319条第1項（同法325条において準用する場合を含む。）の規定により当該決議があつたものとみなされる場合を含む。）において行使することができるものに限る。以下この項において同じ。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であつて、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株主の数（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない。

一 十名

二 その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が三分の二に達するまでの人数

参考>>

H30不登：登記原因証明情報の内容を記載させる出題（H25・H29にも出題）

(※) 申請書以外のバリエーションの例

司法書士のアドバイス(パーユニ問17), 支店で必要な登記の事由(パーユニ問19), 司法書士が説明した直ちにすべき措置とその理由(パーユニ問22), 会社継続の可否(パーユニ問29), 個別催告の省略の可否(パーユニ問30)

新傾向★★★ 就任承諾を証する書面の記載に関する指示

内容・特徴	対策
就任承諾を証する書面を記載する場合には資格・氏名を特定する旨の指示（P55，答案作成に当たっての注意事項3）。 第1欄・第3欄どちらにも影響があるが，特に第3欄の記載は満足にできなかった方も多いのではないかと？	今後定番化される可能性もある。 特に指示がないor特定は不要である旨の指示があれば特定せずに就任承諾書に関する記載をすることも考えられるが，答練・模試を受講する際，本問のような記載で「どのくらい書く時間がかかるか？」を把握しておくといよい。 また，今後「本人確認証明書」や「印鑑証明書」についても特定を求める出題がある可能性もある。

組織再編に関する出題

内容・特徴	対策
吸収合併による変更の出題（H24既出）。 ・H28 吸収分割 ・H27 株式交換 ・H26 組織変更 ・H22 新設分割	記述過去問，答練及び模試。「これは出ないだろう」ということは考えない。また，テーマでパニックにならないことも大事。

3. 連想パターンで連想できたこと

内容	対策
<p>P64 別紙7</p> <p>発行可能株式総数は定款の記載事項であり、変更するには、原則として株主総会特別決議が必要である。しかし、株式分割の効力発生と同時に、株式の分割割合に応じた変更をする場合には、取締役会決議で変更することができる（会社法184条2項）。</p>	<p>パーフェクトユニット記述問題集問4記載（P53・例外的な決議でいけるパターン参照）。</p>

参考>>

単元株式数の設定および1単元の株式数の増加についても、原則は株主総会特別決議による変更が必要であるが、株式の分割と同時に行う場合で、議決権の数変更前の数を下回らないときは、取締役会決議または取締役の決定で変更できる（会社法191条、パーフェクトユニット記述問題集問7参照）。

内容	対策
<p>P65 別紙8</p> <p>事業年度の変更。事業年度の変更は登記事項ではないが、変更の効力は変更前から選任されている役員に対しても生じる。役員の任期の計算方法は下記を参照。</p>	<p>パーフェクトユニット記述問題集問9記載（P116・いつの間にか役員の任期が満了（退任）しているパターン参照）。</p>

役員の任期計算

- ①選任日に任期の「〇〇年以内に・・・」の〇〇年を足す
- ②①の年月日の前に終了する事業年度末日を確認する
 - ②の後に開催される定時株主総会（※）の終了時が任期満了の時

※ 指名委員会等設置会社の執行役の場合、取締役会で選任されるため（会社法 402 条 2 項）、取締役会の終了時となる（会社法 402 条 7 項参照）。

内容	対策
P66 別紙 10 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定め の廃止により、会計限定監査役と して選任されていた監査役 P は任 期満了により退任する（会社法 336 条 4 項 3 号）。	パーフェクトユニット記述問題集 問 2 1 記載（P235・いつの間にか 役員の任期が満了（退任）してい るパターン参照）。

その他問題文から連想できたこと

キーワード	連 想
P54 問 1 「・・・申請した登記 のうち、東京法務局港 出張所に申請・・・」	複数の登記所が絡む論点の出題だとわかる（e x. 合併・会社分割など複数の会社が絡む問題、 管轄外への本店移転等）。 → 本問では吸収合併があった。
P66 別紙 10 第 3 号議案 「取締役 J は、社外取 締役の要件を満たし ている」	社外取締役である旨が登記事項となる場合は 以下の 3 パターンしかないと、本問の申請書 には記載する必要がないことがわかる。 ①監査等委員会設置会社である会社 ②指名委員会等設置会社である会社 ③特別取締役による議決の定めがある会社
P70 別紙 13 聴取 記録 2 「補助開始の審判」	制限行為能力による取締役の欠格事由は、①成 年被後見人②被保佐人のみであるため（会社法 331 条 1 項 2 号）、取締役 F の退任事由は資格喪 失ではなく、平成 31 年 3 月 5 日の辞任となる （※）。

※役員の欠格事由について

今後、成年被後見人や被保佐人の欠格条項（現 331 条 1 項 2 号）が削除される可能性がある（会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案「取締役等の欠格条項の削除及びこれに伴う規律の整備」部分を参照）。

4. うまくいかなかった原因の検討と対策

①時間が足りなかった

択一・不動産登記法記述も含め、「〇〇時になったら〇〇に移る」ということを決める（e x. 15時になったら商登記述に移る）。

わからない問題に見切りをつけて先に進む。

【参考：私の今年の演習時間】

午後択一：70分（商登択一は全肢検討せず）

不動産登記法記述：55分（H30と同様）

商業登記法記述：45分

ムダな部分は「読まない」

P55 答案作成に当たっての注意事項で、読まなくてよい部分

- 1 添付書面が適式に調えられており、記名・押印がされている旨
- 4 申請会社には、別紙に現れている以外には、会社法の規定と異なる定めはない旨
- 6 （略）の部分には有効な記載がある旨
- 11 印鑑の手続は適式にされている旨
- 12 算用数字を使用する旨
- 13 登録免許税法以外の法令による減免の適用はない旨
- 14 訂正等に関する指示
- 15 登記申請の懈怠は考慮しない旨

②いつもと違う解き方をした

いつもと違うことはしない。本番でもできるような解法を4月から6月の間には自分の中で決定し、その解き方で答練・模試なども解く。解き方は、各講師の解き方をそれぞれ参考にして、自分ができるものを真似して作る。全部を真似しなくてもよい。

③論点に気づけなかった

問題演習不足。論点がたくさん入った練習問題からはじめ、連想パターンを修得する。小さな問題が解けるようになってきたら、答練などで本試験並みの問題にもどんどんチャレンジする。記述がいま苦手だとしてもやらないとうまく解けるようにはならない。直前期まで放置せず、いつ頃に何で勉強するか？を検討する。

おすすめの流れ>>

- ①パーフェクトユニット方式 田端恵子の記述問題集
- ②答練, 模試
- ③記述の過去問

田端恵子

担当講座	パーフェクトユニット方式 一発合格田端基礎講座
著書	『パーフェクトユニット方式 田端恵子の記述問題集 必修問題30』 ①不動産登記法②商業登記法 『だからあなたを合格(うか)らせたい！司法書士一発合格法』 (すばる舎)
ブログ	「田端恵子 official」 http://keikopass.com/
Twitter	田端恵子 (司法書士/辰巳専任講師) @tabata_keiko https://twitter.com/tabata_keiko

【パーフェクトユニット方式一発合格田端基礎講座について】

司法書士試験合格には、毎日勉強し続けること・わからない論点を復習し減らしていくことがとても大切です。しかし、膨大な試験範囲・1回約3時間という長い講義時間により、講義を受けきること・復習することすら満足にできない受験生の方も多いのが現状です。そんな現状を打開するのがこの講座です。

- ①毎日1時間・講義のテーマを決めた1ユニット完結のインプット講義
- ②過去問の正誤・解説まで講師自ら修正し改正対応
- ③復習フォローによる無駄のない演習

これらの全てを実現した、皆さんに合格するための勉強をしていただける講座です。

基礎から勉強したい方、お仕事と両立してコツコツ勉強を続けたい方はご検討ください。

田端 恵子